

神河町軽・中度難聴児補聴器の購入費助成のご案内

身体障害者手帳の交付対象とならない軽・中度難聴児の言語習得やコミュニケーション能力の向上を図るため、補聴器等購入費用の一部を助成します。 (※購入する前に申請が必要です。)

◆難聴の区分とめやす◆

デシベル	区分	聞こえの程度	対象
0	ふつうの聞こえ	ささやき声まで完全に聞きとれる	
10			
20			
30	軽度難聴	小さな声がやっと聞きとれる	助成対象
40			
50	中度難聴	普通の会話がやっと聞きとれる	
60			
70	高度難聴	大きな声の会話がやっと聞きとれる	身体障害者手帳の対象
80			
90	重度難聴	かなり大きな音がどうにか感じる	
100			
110			
120			

◆対象者◆

次のすべてにあてはまる方

- ①年齢が0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までにある児童
- ②保護者の住所が神河町内であること
- ③両耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満で、身体障害者手帳の交付対象とならないこと
- ④補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できると医師が判断していること

◆所得制限◆

世帯の町民税（所得割）の額の合計が、23万5千円未満であること

◆助成対象となる補聴器等の種類と助成額◆

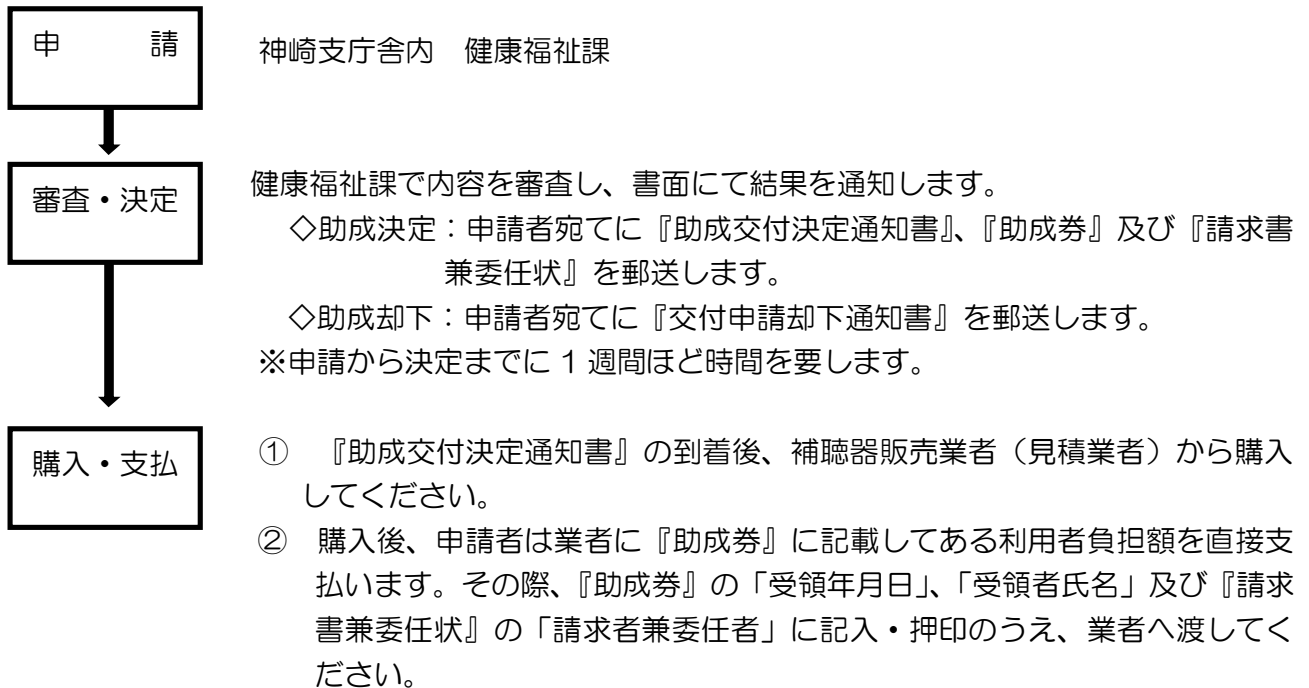
項目	名称	1台（1個・一式）当たりの助成額（円）	補聴器に含まれるもの	耐用年数
補聴器購入費	ポケット型	40,000	①補聴器本体（電池を含む） ②耳あて（イヤモールド：必要とする場合）	5年
	耳かけ型			
	耳穴型（レディメイド）			
	骨導式ポケット型	100,000	①補聴器本体（電池を含む） ②骨導レシーバー ③ヘッドバンド	
	骨導式眼鏡型			
	耳穴型（オーダーメイド）			
FM補聴システム（一式）				
耳あて等の交換費	耳あて（イヤモールド）	6,000		3か月以上
	耳穴型シェル（オーダーメイド）	18,000		

◆申請に必要なもの◆

- ① 神河町軽・中度難聴児補聴器購入費等助成交付申請書（様式第1号）
- ② 神河町軽・中度難聴児補聴器購入費等助成交付意見書（様式第2号）
- ③ 補聴器販売業者が作成した見積書

※用紙は健康福祉課にあります。

◆申請後の流れ◆



◆お問い合わせ先◆

〒679-2414 神河町粟賀町630

神崎支庁舎内 健康福祉課

電話：32-2421

FAX：31-2800